

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 163-8003
住所 東京都新宿区西新宿 2-3-2
氏名 KDD I 株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 小野寺 正

件名：「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に対する意見の提出

平成 16 年 7 月 22 日付で募集のありました標記の件に関し、下記の通り意見を提出しますので、よろしくお取りはからいをお願いいたします。

記

平成 5 年度の電波利用料制度導入から 11 年が経過し、携帯電話が爆発的に普及する等、電波利用を巡る社会的状況は大きく変化し、電波利用料においても、負担と受益のアンバランスが生じています。こうした状況の変化に応じて、電波利用料制度の見直しを検討することは時宜を得たものであり、その結果を取り纏めた最終報告書（案）に基本的に賛成いたしますが、個別の点について以下のとおり意見を申し上げます。

1 新たな電波利用料制度のあり方

共益費用については、電波監視のように費用が周波数帯域やエリアに比例すると思われるものがあることから、「従来どおり、原則、全無線局の均等負担」（最終報告書案 p. 42）にするのではなく、帯域幅や空中線電力など量的要素を勘案すべきと考えます。

また、携帯電話を利用して車が衝突した時だけ発報するような使用頻度の極めて低いモジュール型端末があります。このような端末についても、電波利用料は通常の端末と同額なため、利用に対する負担が相対的に重くなっています。今後、ユビキタス社会に向けセンサーネットワークの一部として利用頻度の低い端末の利用が拡大することが予想されるので、このような無線局の電波利用料算定にあたり、上記の量的要素の一要素として利用頻度を含めるか又は利用頻度の低い特定の開設目的の無線局について利用頻度を考慮した料額設定により、より豊かな電波利用社会の実現を推進すべきと考えます。

2 納付義務者の範囲について

ユビキタス社会に向け急増すると期待されている免許不要局は、コストを下げ使いやすくするために、携帯電話より広い周波数帯域を帯域占有型で使いトータルの空中線電力も携帯電話と遜色のないものが出てくると予想されます。今後、帯域占有型の免許不要局を大きく成長させるためにも、電波利用料（共益費及び使用料）について応分の負担を行い、急増する電波需要に応えるための周波数帯域を確保すべきと考えます。また、技術の進歩に伴い無線 LAN を IP 電話の事業に利用することも考えられます。この場合、用途としては携帯電話に近い形であるにもかかわらず、携帯電話の場合は電波利用料を負担し、他

方は電波利用料の負担を免除されるのは公正競争確保の観点から不適當と考えます。したがって、他の無線システムとの負担の公平性を確保するためにも、帯域占有型の免許不要局については応分の負担をすべきと考えます。

また、電波利用料減免無線局（国、地方公共団体の無線局）については、電波監視、周波数逼迫対策等の受益を受けており、電波利用料の負担を行うことにより、周波数帯域利用の行政コストが明らかになるとともに、このような無線局における電波の有効利用の促進に資するものと考えます。

3 その他の課題

- (1) 電波使用料概念の導入にあたっては、「使用料の用途は、電波利用社会の発展に資する施策の範囲内とする」（報告書案39ページ）ことを支持し、用途を現行の電波利用共益事務と同様に法律において限定的に規定することが重要と考えます。
- (2) また、使用料を含む電波利用料額が肥大化しないよう、徴収総額の上限を法定化すべきと考えます。
- (3) 携帯電話システムを旧方式から新方式に切り替える場合、減少する旧方式の移動機の包括免許と増加する新方式の移動機の包括免許局との間で、電波手数料の重複支払いが発生しており、このような電波利用料の納付手続きの不合理な点を改善することに賛成致します。